持込ニュース２３ No.58

＊本紙は持込事業者の皆さまにお届けしています＊

令和7年3月２４日発行
東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部 管理課 23
Clean Authority of TOKYO

【注意】大量の不適物が確認されました!!

破袋等作業後、不適物を並べる検査員

令和７年１月 26 日（日）、新江東清掃工場にて搬入物検査を実施したところ、ビニール類、発泡スチロール、ポリ容器などの大量の不適物が確認され、いずれも「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法）」に定められている産業廃棄物に該当する物でした。

また、今回確認された不適物は、過去に例のない常軌を逸したものでした。検査員が、運転手に不適物を持ち込んだ経緯などを聞いたところ、産業廃棄物に該当する物を一般廃棄物処理施設に持込み、投棄しようとする行為が違法であるという認識に欠けていました。

東京二十三区清掃一部事務組合は、本件で持込みを行った収集運搬業者に対し、是正・指導等を行っています。

一般廃棄物の処理施設に産業廃棄物を持ち込み投棄しようとすることは、廃掃法に違反します。廃棄物の適正な搬入にご理解・ご協力をお願いします。

【搬入可否等のお問い合わせ】TEL:03-6238-0731　管理課　搬入指導係

「継続持込みのご案内」

https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kanri/mochikomi/mochikomi/oshirase/documents/2502keimochi_annai.pdf

令和７年度　定期点検補修・中間点検の予定について

令和７年度の各清掃工場における、定期点検補修・中間点検の予定時期をお知らせします。
搬入先の変更については、以下の期間及び前後数週間の調整期間を含めたものになります。
したがって、**「搬入先の変更期間」と「定期点検補修・中間点検の期間」は一致するものではありません。**以下の表は、目安としてご活用ください。

工場名	定期点検補修	中間点検	工場名	定期点検補修	中間点検
中央	４月 ～ ７月	１１月 ～ １２月	豊島	４月 ～ ７月	１１月 ～ １２月
港	７月 ～ １２月	―	板橋	７月 ～ １０月	１月 ～ ２月
品川	７月 ～ １０月	１月 ～ ２月	練馬	１０月 ～ １２月	４月 ～ ５月
目黒	４月 ～ ６月	１１月	光が丘	１月 ～ ３月	７月 ～ ８月
大田	１月 ～ ３月	６月 ～ ７月	墨田	１月 ～ ３月	６月 ～ ７月
多摩川	４月 ～ ７月	１１月 ～ １２月	新江東	７月 ～ １０月	１月 ～ ３月
※世田谷	８月 ～ １０月	―	有明	４月 ～ ７月	１１月 ～ １２月
千歳	１１月 ～ １２月	６月	足立	１０月 ～ １２月	４月 ～ ５月
渋谷	１月 ～ ３月	６月 ～ ７月	葛飾	４月 ～ ７月	１１月 ～ １２月
杉並	１月 ～ ３月	６月 ～ ７月	―	―	―

※世田谷清掃工場は令和７年４月、５月及び１２月に計画停止を行います。また、令和８年２月頃から建替工事のため、稼働を停止します。

「継続持込みのご案内（令和７年２月）」の発行について

「継続持込みのご案内（令和7年2月）」をホームページに掲載しました。
各種手続き及び社内研修等の資料としてご活用ください。

【掲載場所】
東京二十三区清掃一部事務組合公式ホームページ＞持込業者様へ＞事業系一般廃棄物の持込みについて＞（1）事業系一般廃棄物を清掃一組処理施設に搬入される方へ＞（サ）継続持込みのご案内　https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kanri/mochikomi/mochikomi/oshirase/documents/2502keimochi_annai.pdf

同意書の再確認のお願いについて

皆様が継続持込みの申請をされた時に、「同意書」を当組合と取り交わしています。
この「同意書」に記載された内容を守っていただけなければ、他の持込事業者の方のご迷惑にもなります。
改めて「同意書」をご確認いただき、継続持込みというシステムへのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

発行：東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部管理課　搬入承認・手数料係
〒102-0072
東京都千代田区飯田橋三丁目５番１号　東京区政会館 13 階
ＴＥＬ　03（6238）0829　ＦＡＸ　03（6238）0740

印刷物登録
令和６年度 第１３０号